

広報しんち

平成23年6月5日号

新地町合同慰霊祭

新地町では、東日本大震災で犠牲になられた方々の霊を慰めるとともに、復興への誓いを新たにすため、次の日程で新地町合同慰霊祭を執り行います。

日時 6月19日(日) 14時～

会場 新地町総合体育館

◎問い合わせ 新地町災害対策本部(☎2111)

平成24年度採用

新地町職員募集

町では、次のとおり、平成24年度採用の町職員候補者試験を行います。

採用職種・予定人員

行政・若干名
土木・若干名

受験資格

〔行政〕

昭和57年4月2日～平成24年4月1日までに生まれた方で、4年生大学を卒業もしくは

卒業見込みの方

〔土木〕

昭和52年4月2日以降に生まれた方で、4年生大学を卒業もしくは卒業見込みの方

試験方法

第1次試験

教養試験・専門試験(大卒程度)

日時 7月24日(日)9時～

場所 福島大学

第2次試験

論文試験・面接試験

日時 9月上旬

場所 新地町役場

受験手続き

①申込用紙の交付及び提出先は役場総務課です。

②郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛名明記の定型返信用封筒(角形2号)を必ず同封してください。

受付期間

6月3日(金)～6月24日(金)

郵送の場合は、6月22日(水)消印有効

◎問い合わせ

総務課 (☎2111)

発掘作業員募集

町教育委員会では、緊急雇用対策事業として発掘調査作業員を募集します。

雇用人数 5名

応募資格

平成23年度緊急雇用事業採用者を除く満18歳から満60歳までの町内在住で健康な方(昭和26年4月2日から平成5年4月1までに生まれた方)

賃金 日額6,000円

雇用期間

7月7日(木)～2月下旬

作業内容

町内文化財の測量調査、文化財

施設の清掃・整理

作業時間

8時30分～16時45分

原則一ヶ月15日間勤務

作業場所

町内

応募期限

6月24日(金)

応募方法

町教育委員会へ履歴書(顔写真添付)を送付、もしくは直接お持ちください。(ただし土日祝祭日を除く、9時～17時まで)選考は書類選考にて行いま

すが、応募者多数の場合は面接試験を行います。

その他

土・日・国民の祝祭日は休み。業務上の事故については、労働者災害補償保険法により対応します。また雇用保険が適用されません。

◎申し込み・問い合わせ

教育委員会 (☎4477)

応急仮設住宅入居・建設状況

町内では、これまでに5か所の敷地内に322戸の応急仮設住宅が完成し、被災者の方々が入居を開始しています。

また、建設中の3か所についても完成したい、順次入居を開始します。

入居を希望する方は、都市計画課までお問い合わせください。

建設地	所在地	戸数	入居開始日
陸上競技場(1期)	小川字川向	48	4月25日
陸上競技場(2期)	小川字川向	63	5月3日
勤労青少年ホーム西	福田字広畑	84	5月13日
作田コミュニティセンター東	埒木崎字作田	46	5月15日
児童館グラウンド	小川字北原	23	5月21日
旧駒ヶ嶺小跡地	駒ヶ嶺字新林	58	5月28日
富倉地区	駒ヶ嶺字前田	68	6月10日予定
雀塚	杉目字雀塚	57	6月中旬予定
森林研究センター内	杉目字雁小屋	127	8月予定
合計		574	

◎問い合わせ 都市計画課 (☎2113)

力士が町にやってくる!

訪問日時 6月8日(水) 12時30分～

訪問場所 新地町役場前

参加予定力士 白鵬、琴欧州、魁皇、把瑠都など多数

実施予定内容 ちゃんこ鍋炊き出し、ふれあいイベント、横綱土俵入りなど

相続放棄に関するお知らせ

法律上、人が死亡した場合には、その方と一定の親族関係にある方(相続人)に財産上の権利・義務が承継されます。これを「相続」と言います。

相続は、手続きをしたときではなく、人が亡くなったときに自動的に発生するもので、何の手続きもしなければ、相続人に借金も自動的に相続されます。

そこで、借金を相続しないためには、相続を拒否するという意思表示(相続放棄)をする必要があります。相続放棄は、死亡したことを知ってから3か月以内に家庭裁判所に申し出しなければなりません。(ただし、相続放棄の申立期間の伸長ができる場合もあります)

相続放棄に関するお問い合わせは、福島県弁護士会相馬支部または福島県家庭裁判所相馬支部までお願いします。

お問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部

(☎ 36 4 7 8 9)

福島家庭裁判所相馬支部

(☎ 36 5 1 4 1)

お問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部

(☎ 36 4 7 8 9)

町民課

(☎ 2 1 1 5)

支援物資を配分します

対象者

- ①地震・津波により住宅が半壊以上の被害を受けた世帯員
- ②原発事故等により新地町内に避難している世帯員

- ②り災証明書(既に新地町からり災証明書が発行されている場合は不要です。町外から避難されている方は必ずご持参ください)
- ③持ち帰り用袋

お問い合わせ

新地町災害対策本部物資担当

(☎ 2 1 1 2)

下水道および集落排水施設使用料の免除

町では、東日本大震災の影響を考慮し、平成23年3月分の下水道使用料と集落排水施設使用料を免除しています。

また、震災被害により水道を使用していない方については、4月からの同使用料は発生しません。使用を再開する場合は、役場都市計画課または相馬地方広域水道企業団までご連絡ください。

都市計画課下水道係

(☎ 2 1 1 3)

相馬地方広域水道企業団

(☎ 35 6 7 0 0)

児童館・児童クラブ

町では、震災の影響により一時休館していた児童館および児童クラブを再開しています。開設時間は、児童館が10時から18時まで、児童クラブが学校終了後から18時までです。(土曜日については、当面休館となります)

また、保育所入所前の親子を対象にした「たんぼひろば」は、下記の日程で行います。お気軽にご参加ください。

たんぼひろば(平成23年度上期)

月日	内容	会場
6月8日(水)	開講式 みんなで つくろう	児童館
6月22日(水)	七夕かざり をつくろう	児童館
7月6日(水)	自主活動	児童館
7月13日(水)	親子スイミング教室	相馬市スポーツ アカデミー
8月3日(水)	室内 さかなつり	保健センター
8月17日(水)	すいか割り	保健センター
9月7日(水)	保育所活動	駒ヶ嶺保育所
9月21日(水)	室内運動会	保健センター

活動時間 10時～11時30分

(保育所活動は午前10時～11時)

お問い合わせ 児童館 (☎ 4 4 3 2)

保健センター (☎ 2 0 9 6)

無料法律相談所

福島県弁護士会相馬支部では、次のとおり無料法律相談所を開設します。

開設日時(6月)

毎週火・木曜日 14時～16時

場所 役場相談室

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

相談内容

被災者の生活に関する悩みや支援制度の紹介等

お問い合わせ

福島県弁護士会相馬支部

(☎ 36 4 7 8 9)

町民課

(☎ 2 1 1 5)